

令和2年12月15日（火曜日）午後2時0分開議

○議長（三浦教次君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 私は、奈良市議案第115号 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて並びに奈良市議案第131号 財産の取得について、反対の立場で討論いたします。

まず、議案第115号につきましては、市長は地方自治法の規定に明らかに違反し、市議会の議決を経ることなく、また、専決処分後も市議会に対して報告及び承認を求めることを怠り続けたまま訴訟を迫行し、控訴審における判決が確定するまで事件の存在を明らかにしなかった事案に関するものであります。

今般、事後的に市議会に報告がなされました。そして、ただいまはさらにその承認を求める議案が提出され、議題として上程されているわけではありますが、本件に関しては、違法な手続を経たのみならず、今さら市議会に対して何に対する承認を求めるのかが全くの不明である議案が提出されているのであります。

市長が既に法律を無視して独断で控訴し、判決を確定させていた事案に関して、今さら市議会の承認を求める議案というのは、その目的が不明であると言わざるを得ず、訳の分からない議案に対しては賛成のしようがないのであります。

まして、本会期中に設置されておりました補正予算等特別委員会におきまして、理事者側は、事後的に承認の議決を経ることで違法の瑕疵が治癒されるなどと開き直った独自の見解を主張していた点に鑑みましても、再発防止に努める姿勢が全く感じられません。

当初は違法な状態の解消、すなわち、あくまで事後的な議決によって将来に向かってのみ違法状態が解消される旨を説明しておきながら、私が少しばかり追及しただけで瑕疵の治癒、すなわち遡及的に違法ではなくなったという意味の答弁に変遷し、言い訳をするにしても、その法的な主張が一貫しておらず、理事者側も訳が分からないまま答弁していたものと見受けるほかなかったという状態でありました。

既に市長が独断で執行を済ませている事案で、前述のように本議案は何に対して承認を求めるのかが全くの不明であり、これは意味のない議案でありまして、無意味な議案の議決によって違法の瑕疵が治癒することなどあり得ないわけでありまして、行政法の理解不足に起因する自らの失態を正当化しようと、さらなる理解不足によって意味不明な論理を導き、目的不明の議案を市議会に提出してきたものと言わざるを得ません。

市長の対市議会の対応に違法が認められることは紛れもない事実でありまして、将来の違法手続を抑止する観点からも、本議案は承認しないこととすることが相当であると思料されましても、仮に本議案が可決されることとなっても、前述のようにそれは無意味なものでありますから、別途、市議会として再発防止を求める意思を示すべきものであることを申し添え、本議案には反対する次第であります。

次に、議案第131号につきましては、防災体験装置——起震コンテナを4873万円で購入しようとする議案であります。

しかしながら、その財源につきましては、国から新型コロナウイルス感染症対策を講じるために交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しようとするものであります。

国内において新型コロナウイルス感染症が市中感染の様相を見せる前の本年1月の段階において、私は健康医療部長らに質疑したところ、感染症の流行に備えて備蓄しているはずの市内の医療機関や市民向けのマスクや消毒液等の数量及び市立奈良病院におけるそれらの数量さえも把握していないというずさんな実態でありました。

備蓄状況について早期の調査を求めたところ、その後の結果は、驚くべきことにマスク等は全く備蓄されていなかったというゆゆしき事態が発覚したという経緯があります。有事のために備蓄すべきこととされている物資の備蓄を怠り、市内における医療体制の維持、確保のために極めて基本的な手段さえも講じていない奈良市に対する評価は、市民等の生命の保護を責務とすべき姿勢がみじんも感じられず、改善を求め続けてきたところであります。

さらに、本年4月の段階においては、私の調査によりまして、奈良市消防局では、各救急隊員に対し、感染症の感染を防止するために必要な使い捨て仕様の感染防止衣を従前より100名以上もの対患者間で使い回しさせ、2か月に1度の頻度でしか支給せず、市長もそれを前提とする僅か75万円という少な過ぎる予算しか計上していなかったというずさんな実態も発覚したところであります。奈良市消防局は、私の指摘を受けた後も速やかな措置を講ずることなく、緊急事態宣言の発令下でも、各救急隊員らに使い捨てタイプの感染防止衣を使い回し続けていたのであります。

奈良市は、保健所という専門の部署を持ちながら、このように極めて基本的な事項に関するずさんな実態が見受けられ、いつもいつも私が逐一指摘するまで改善することなく放置し、しかも、指摘した後も自らを正当化するために言い訳を考えることだけに全力を注ぎ、そうして適切な善後策を講ずべき時機を逸し、物資の価格が高騰した段階で調達することを余儀なくされるという、まさに市民の生命を軽視し、税金を無駄にするという非常に情けない対応を繰り返してきたのであります。

ここにきて市長は、いよいよ何を思ったか、またしても誤った結論を導き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、感染症対策とは全く関係のない起震コンテナを5000万円近くもかけて購入しようとしているのであります。

現下、国内で確認される新たな感染者数も少なくない日が続き、医療体制が逼迫し、医療崩壊も現実化しようとしている都市も出始めている中で、起震コンテナの購入よりも医療体制の整備や医療従事者への支援、経済的に打撃を受け困窮している市民らの生活支援という、より直截的な感染症対策のための諸施策に充当すべきであることは明らかでありまして、そうすることこそが国民の意識に適合する税金の使い方であるというべきであります。

仮に今後、奈良市における医療体制が逼迫し、ほかの自治体や自衛隊等の支援を要請しなければならぬ事態に陥った際、奈良市が新型コロナウイルス感染症対策のための国からの交付金を、感染症対策とは全く関係のない起震コンテナの購入に充当していたとすれば、奈良市は全国から非難的とされることは必定であります。奈良市役所の失策が、市民が適切な医療を受けることを阻害することにもなり得るということを肝に銘じておいてもらいたいものであります。

奈良市は、補正予算等特別委員会におきまして、国で想定しているモデルの中に、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな災害対応のスタイルの構築という提案があったことから、同交

付金で起震コンテナを購入することとした旨を答弁しておりましたが、これはいまだ国からの交付金の交付決定を受けているものではありません。

私は昨日、令和2年12月14日に、内閣府地方創生推進室に確認を取ったところでございます。内閣府の見解は、起震コンテナの購入に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することは不適切であるというものであります。

国の示すところの新型コロナウイルス感染症に対応した新たな災害対応のスタイルの構築とは、避難所における密集を回避するために必要な措置を講ずることや、災害時における傷病者の手当て等に際する感染症対策のことをいうことは明らかでありまして、通常の理解力をもってすれば、もはや確認するまでもないことでありましたが、内閣府からも同様の見解が示されたところであります。

それでもまだ、奈良市長は新型コロナウイルス感染症対策のための国からの交付金を使い、約5000万円という多額を投じて、感染症対策とは全く関係のない起震コンテナを購入しようとしているのであります。これは、交付金の使途としても不適正であるだけでなく、国民の求めるところとは大きく乖離した感覚であると言わざるを得ません。

仮に、起震コンテナを購入したいのであれば適切な財源を充てるべきものと考えますが、奈良市には過去に多額の公費を投じて防災センターも整備されておりまして、起震コンテナが担おうとする防災体験の機能は、既存の防災センターにおいても果たすことができるものでありますから、そもそも購入の必要も全くないものということを付言しまして、本議案には反対するものであります。

以上でございます。

日程第3 議会議案第5号

地方自治法に違反する訴えの提起の再発防止を求める決議について

○議長（三浦教次君） 次に、日程第3、議会議案第5号 地方自治法に違反する訴えの提起の再発防止を求める決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 議会議案第5号、地方自治法に違反する訴えの提起の再発防止を求める決議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本定例市議会に提出されておりました奈良市議案第115号につきましては、奈良市役所において、正規職員による嘱託職員に対するパワハラ行為及びセクハラ行為があったとして、既に退職した当該嘱託職員が奈良市を被告として、損害賠償等を求めて奈良地方裁判所に訴訟を提起し、同裁判所に平成29年（行ウ）第18号地位確認等請求事件として係属した事案に関するものであります。同裁判所は、令和元年12月26日に、前述の不法な行為があった事実を認め、原告の請求のうち奈良市に対する約100万円の損害賠償請求を認容する判決を言い渡しました。

地方自治法第96条第1項第12号は、市による控訴を含む訴えの提起につきましては、市議会の議決事件として規定し、同法第179条第3項は、市長が専決処分をした場合には次の会議において報告し、その承認を求めなければならない旨を規定しています。

しかし、奈良市は、本事件について市議会の議決を経ることなく大阪高等裁判所に控訴し、かつ、その後5回もの定例市議会及び臨時市議会があり、計20回もの会議が開かれていたにもかかわらず、その報告を怠り続け、令和2年10月1日に、同裁判所において原請求のうち奈良市に対する約50万円の損害賠償請求を認容する判決が言い渡され、そのまま確定していたことが発覚いたしました。

地方自治法における前述の規定は、市議会による行政監視の機能を担保するために必要な基本的事項を定めたものでありまして、それらに違反して訴訟が追行され続けたことは法の趣旨を没却するものであり、誠に遺憾であります。

本事件について見ましても、裁判所の認定事実によりますと、男性の正規職員から女性の嘱託職員に対して、「離島でお前と2人きりになっても、絶対お前なんかには手を出さない」などと発言したこと、その他尋常ではない程度の言動が繰り返されたというのでありますが、これに対し、被告たる奈良市は、原告の女性職員がセクハラを誘引したのであり、原告はセクハラを容認する人物で、男性職員の言動は違法性を欠く、原告は被害を訴えていなかったから精神的苦痛は生じていないという、あまりに常軌を逸した主張を法廷で展開していたのであります。

市民の人権を擁護し、公益を図る責務を担うべき地方公共団体の主張としてはにわかには信じ難い暴論をはばかりもなく法廷で述べて、行政自らが被害者に対して、まさに二次被害を生ぜしめていたのであり、このような訴訟追行については、日本全国に奈良市役所の醜態をさらすことになった恥ずべき行為であると糾弾せざるを得ません。

奈良市議案第115号自体につきましては、判決が確定したものを事後的に市議会に提出されたもので、既成事実に対する賛否を問われたものであり、審議の硬直化を招来したものと見受けられますが、地方自治法の規定にのっとり市議会への報告が行われておりましたならば、奈良市による前述のような訴訟追行に対しては、決して少なくない異議が出されたものと思料されるものであります。

いずれにしても、地方自治法において市長と市議会の関係を規律する基本的でかつ重要な規定に違反して訴訟が追行され続けたことは紛れもない事実でありまして、市議会として明示の意思をもって再発の防止のために必要な措置を講ずることを求めるべきものであると考える次第であります。

市長らが既に謝罪をしているから再発の防止を求めることは必要ないという見方があるように聞きましたが、真に反省し、謝罪をしているというのであれば、自らの給与を削減する議案を提出するなど政治家として当然の責任の取り方があるところですが、仲川元庸市長においては、その議案さえ提出せず、関係職員の処分も行われておらず、謝罪とはまさに舌先三寸にすぎないものであります。

これらのことから、市長に対し、地方自治法をはじめ諸法令及び例規を遵守し、再び同様の事案が生じないよう、抜本的な措置を適切に講ずるよう厳に求めることを市議会の意思として決議しようとするものであります。

会議規則におきましても、明文で規定されておりますように、表決に条件を付すことはできません。言うまでもありませんが、議員が再発の防止を求める内容のこの決議に反対するというこ

とは、再発の防止を求めないということであります。

また、再発防止を求めておきながら、再発防止を求める決議に反対するという意味不明な表決だけはくれぐれも御遠慮願いたいところであります。良識ある議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、意見を付しまして提案理由の説明といたします。

○議長（三浦教次君） 質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦教次君） 質疑なしと認めます。

2番塚本君。

○2番（塚本 勝君） 動議を提出いたします。

ただいま議題にされております日程第3、議会議案第5号につきましては、委員会付託を省略されたいと存じます。

各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（三浦教次君） 28番九里君。

○28番（九里雄二君） ただいまの動議に賛成いたします。

○議長（三浦教次君） ただいま2番塚本君より、日程第3、議会議案第5号については、委員会付託を省略されたいとの動議が提出され、賛成者もあり、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

本動議のとおり決することにいたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦教次君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦教次君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（三浦教次君） 私より立会人を指名いたします。

1番 道 端 君 9番 白 川 君

以上2名の方をお願いいたします。

ただいま出席議員数は議長を除き36名であります。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（三浦教次君） 異状なしと認めます。

お諮りいたします。

5番林君から代理投票の申出がありますので、これを許可することといたしまして御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦教次君) 異議なしと認めます。

よって、この申出は許可することに決定いたします。

立会人の意見を聞いて投票補助者を定めたいと思いますので、立会人の方は議長席まで御参集をお願いいたします。

(立会人議長席に参集)

○議長(三浦教次君) 林議員の投票補助者として、事務局職員の中井次長と米浪主査を指名してよろしいでしょうか。

(立会人「はい」と呼ぶ)

○議長(三浦教次君) それでは、そのようにさせていただきます。

自席にお戻りください。ありがとうございました。

(立会人自席に戻る)

○議長(三浦教次君) 5番林君の投票補助者として、事務局職員の中井次長及び米浪主査の2名を指名いたします。

投票を行います。

念のため申し上げます。記名投票用の白票、すなわち賛成票と、青票、すなわち反対票のうち、投票されるほうの投票札を選んで職員から受け取り、投票願います。

本議案に賛成の方は白票を、反対の方は青票を投票箱に投入願います。

1番から順次、点呼に応じて投票願います。

なお、代理投票を行う5番林君については、39番森岡君の次に点呼することといたします。

(各員投票)

○議長(三浦教次君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦教次君) 投票漏れなしと認めます。

投票は終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(三浦教次君) 開票いたします。

立会人の方は立会願います。

(開票)

○議長(三浦教次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 36票

これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 17票

反対 19票

以上のおり反対が多数であります。

よって、議会議案第5号は否決することに決定いたしました。

議会議案第5号

地方自治法に違反する訴えの提起の再発防止を求める決議について

否決と決定

○議長（三浦教次君） なお、この際、記名投票における賛否を申し上げます。

事務局長に報告させます。

○事務局長（梶 正樹君） 命によりまして御報告申し上げます。

賛成

- 3番 樋口議員
- 4番 山出議員
- 5番 林議員
- 6番 松下議員
- 7番 阪本議員
- 8番 山本直子議員
- 9番 白川議員
- 12番 階戸議員
- 16番 三橋議員
- 17番 大西議員
- 18番 柿本議員
- 20番 山口議員
- 21番 北村議員
- 24番 内藤議員
- 31番 鍵田議員
- 32番 井上議員
- 37番 中西議員

反対

- 1番 道端議員
- 2番 塚本議員
- 10番 山本憲宥議員
- 11番 太田議員
- 13番 横井議員
- 14番 宮池議員
- 15番 早田議員
- 19番 酒井議員
- 22番 八尾議員
- 23番 東久保議員
- 26番 藤田議員
- 27番 田畑議員
- 28番 九里議員
- 30番 松石議員

34番 森田議員

35番 土田議員

36番 北議員

38番 伊藤議員

39番 森岡議員

以上でございます。